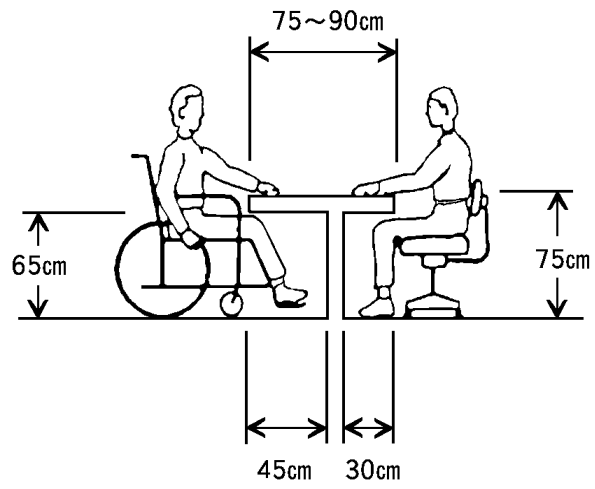


## 9 受付カウンターおよび記載台

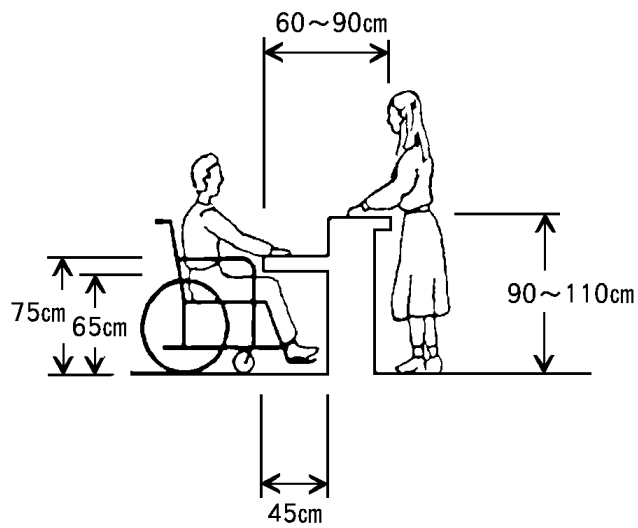
項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
高さ 下部空間	<p>受付カウンターまたは記載台を設ける場合にあつては、その1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さであつて、その下部に車いす使用者の利用に支障がない空間が設けられているものであること。</p>	
<p><b>(設計上の参考)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンターの高さは、座位の場合75cm程度、立位の場合100cm程度とする。</li> <li>・ 座位カウンターの下部の空間は、高さ65cm程度、奥行き45cm程度とする。</li> <li>・ 立位カウンターの場合は、身体の支えとなるように台を固定し、必要に応じて手すりを設ける。</li> <li>・ 呼出しをするカウンターにあつては、音声による呼出しのほか電光掲示板などを併設する。</li> <li>・ 臨時に設けるカウンター（選挙の投票時など）についても、最低1か所は座位カウンターとする。</li> <li>・ 出入口からカウンターまで、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。</li> </ul>		

# カウンターの例

タイプ1



タイプ2



タイプ3

